

第3号(質物台帳)

質物 番号	質契 約年 月日	品目	数量	特徴	貸付 金額	質置主 の氏名	返還、流 質の年月 日及びそ の区別	返還した 相手方の 住所、氏 名	正当な受 取権者 であることを 確認した 方法	処 分	
										年月日	相手方の 住所、氏 名

- 備考
- 1 質物番号は、1年ごとに新たにし、1口ごとに一連番号とし、年初には年号を記載すること。
 - 2 品目欄は、1品ごとに記載することとし、同欄には、たとえば、「金側腕時計」、「紺サージ背広三つぞろい」のように、品名を記載すること。ただし、同一種類の製品で区別しにくいものは、一括して記載することができる。
 - 3 特徴欄には、たとえば、「オメガ、何型、何番、文字版に傷あり」、「上衣、シングル、鈴木の名入り、チヨツキ、ねずみ色裏付き、ズボン、後ポケットふたなし」のように、特徴を記載すること。
 - 4 正当な受取権者であることを確認した方法欄には、第20条第1項各号のいずれによつたかを記載するとともに、提示を受けた資料の内容の要旨を併記すること。
 - 5 返還した相手方の住所、氏名欄または正当な受取権者であることを確認した方法欄に記載すべき事項を記載した資料があるときは、当該欄の記載を省略することができる。この場合は、当該資料を質物番号順に整理して保存すること。
 - 6 書き損じたときは、帳簿にその旨を記載し、書き損じた部分に斜線を引くこととし、用紙を破棄してはならない。